

積立式定期預金＜一般型（エンドレス型）＞

2009年4月1日以降にご契約いただいたお客さま

(2025年1月1日現在)

1. 商 品 名	・積立式定期預金＜一般型＞
2. ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
3. 期 間	・期間の定めはなくエンドレス
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・定例預入（口座振替にて取り扱います）および随時預入 ・1回当たり1,000円以上1円単位（個人のお客さまは1回当たり300万円未満） ・総合口座の担保として利用する場合は1回当たり10,000円以上300万円未満で1円単位
5. 払戻方法	・窓口で以下の方法により随時払い戻します ＜個人のお客さま＞ ＜口座解約＞預入額全額を払い戻し、同時に口座を閉鎖する方法 ＜一部支払＞預入日または継続日から1年を経過した明細の一部(1万円以上)を払い戻す方法 ＜明細支払＞預入番号を個別に指定して払い戻す方法 ＜概算支払＞払戻希望金額を指定し払戻元金指定金額以上になるまで払い戻す方法 ※預入日または継続日から1年を経過していない明細を払い戻す場合には中途解約利率が適用されます ＜法人のお客さま＞ ＜口座解約＞預入額全額を払い戻し、同時に口座を閉鎖する方法 ＜明細支払＞預入番号を個別に指定して払い戻す方法 ＜概算支払＞払戻希望金額を指定し払戻元金指定金額以上になるまで払い戻す方法 ※所定の中途解約利率が適用されます
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・個人のお客さまは期日指定定期預金、法人のお客さまはスーパー定期または大口定期2年ものの各預入時における店頭表示の利率を適用します ・払戻時に一括して支払います ・個人のお客さまは期日指定定期預金、法人のお客さまはスーパー定期または大口定期の計算方法を適用します
7. 税 金	・個人のお客さま：20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※個人のお客さまは、マル優（少額貯蓄非課税制度）の取り扱いができます ・法人のお客さま：総合課税（非課税法人の場合は非課税） ※法人のお客さまの場合は、2016年1月1日以降は国税15.315%のみ源泉徴収し、地方税については源泉徴収しません
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・個人のお客さまは当初お申込時の申し出により、総合口座の担保とすることができます（積立額の90%最高200万円まで貸越可能（1,000円未満切捨て）） （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・定例預入は普通預金等からの自動振替によります ・1回当たりの預入金額は年2回まで増額ができます
10. 中途解約時の取り扱い	＜個人のお客さま＞ ・満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により1年複利計算した利息とともに払い戻します ・6か月未満 解約日における普通預金利率 ・6か月以上1年未満 2年以上利率×40% ＜法人のお客さま＞ ・満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します ・6か月未満 解約日における普通預金利率 ・6か月以上1年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70% ・1年以上2年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率 × 70%

次葉に続きます

11. その他参考となる事項	・継続の停止または解約のお申し出がない限り、各明細の最長預入期限または満期日に、元利合計額をもって自動的に継続します。継続後の明細についても同様とします ・自動継続されなかった場合の満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します ・キャッシュコーナーからも預入ができます - 現金入金（ATMから現金入金）… 1 取引1,000円以上 1 円単位で最高100万円まで - 振替入金（キャッシュカードで振替）… 1 取引1,000円以上 1 円単位 ・預金保険制度の対象預金であり、1 金融機関につき預金者 1 人あたり決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます
12. 金利情報の入手方法	・金利については窓口でお問い合わせください
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

株式会社 あいち銀行
(営業企画部)